

令和8年度 空飛ぶクルマ社会実装促進事業補助金 公募要領(2次募集)

1 事業の趣旨・目的

大阪市では、国がとりまとめた「空の移動革命に向けたロードマップ」が示す行程を踏まえ、大阪における「空飛ぶクルマ」の実現に向けた官民の今後の取組方針を示すものとして、空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブルにおいて、「空の移動革命社会実装に向けた大阪版ロードマップ（以下「大阪版ロードマップ」といいます。）」が令和4年3月に策定され、全国に先駆けて取組を進めてきたところです。

令和8年度は、将来、大阪市において「空飛ぶクルマ」を活用したビジネス展開をめざしている事業者が行う各種取組を支援し、「空飛ぶクルマ」の実現性をより高めるため、空飛ぶクルマ社会実装促進事業補助金（以下「補助金」といいます。）を交付します。

2 補助対象事業

補助対象事業は、上記1の趣旨・目的に沿って、大阪市域で行う次の事業とします。

※試験飛行等を行う場合は、離着陸ポイントの少なくとも一つが大阪市内にあれば対象とします。

- (1) **商用運航に向けた空飛ぶクルマ実機等を使用した社会受容性の向上に資する取組**
空飛ぶクルマの商用運航を見据え、事業内容についてより一層住民等の理解が進むような社会受容性の向上に資する取組。

- (注) 空飛ぶクルマの実機やモックアップなどを使用した取組を対象としたものであり、ヘリコプターやドローンを使用した取組は対象外となります。
- (注) 商用運航に向けた取組であることから、今後の誘客に繋がる検証内容を様式1－2号の事業計画書内に記載していただく必要があります。
- (注) 空飛ぶクルマに対する認知度等の効果測定を実施し、測定結果（書式は任意）を補助事業実績報告書（様式第11号）と併せて大阪市担当者へ提出してください。
- (注) 本項目で申請される際には、別紙「大阪・関西における空飛ぶクルマを活用したビジネス構想」を提出いただく必要があります。また、採択事業となった場合は、採択後5年間は毎会計年度終了後15日以内に、過去1年間の構想内容実現へ向けたアクションに対する実績を記載し、提出していただきます。

【事業（例）】

- ・実機を使用したデモフライト見学会
 - ・実機等を使用したパイロット訓練体験、搭乗体験
 - ・実機等を使用した機体開発メーカー等の担当者による説明会
 - ・実機等を使用したイベントやセミナー、展示会、動画作成・放映、パネルディスカッション等（航空輸送事業や関連産業に関する内容も可とする。）
 - ・実機等を活用した若年層等向けワークショップや出前授業、事業者向け説明会等
- (注) 副次的に市民の「空飛ぶクルマ」認知度の向上に繋がる可能性があるものであ

っても、「大阪における社会受容性の向上」が主たる目的でないものは補助対象となりませんので、ご注意ください。

(例)

- ・ 自己の事業や保有機体のPR又は販路開拓を主たる目的とするもの
- ・ 自己が主催するイベントの中に、(部分的な) コンテンツとして空飛ぶクルマに関連するものが含まれているもの

(2) ビジネスモデルの検証に資する実証実験、調査・検討、社会受容性の向上に資する取組

空飛ぶクルマの実現に必要な飛行環境の検証、運用面での課題などを検証する実証実験、離着陸場の設置・構築や「あるべき体制や基盤」(安定運航を支える後方支援体制・拠点、インフラ・データ基盤、資金調達スキーム等)の整備・構築に資する調査・検討、実機等を使用しない社会受容性向上の取組。

(注) 空飛ぶクルマの代替として、ヘリコプターやドローンを活用した事業も対象とします。

【事業(例)】

- ・ ユースケース(空飛ぶタクシー・観光等)を想定し、運航ルートの実現性・事業性検証のため、具体的に設定した離着陸エリア間を試験飛行する実証実験
- ・ 想定される離着陸ポイント周辺の飛行環境などを検証する実証実験
- ・ 機体の軽量化や動力(電池・モーター等)の性能強化等、機体開発に資する実証実験
- ・ 緊急離着陸の際に必要な対処方法等の検証に資する実証実験
- ・ 安全運航に向けた管制・通信システム等開発に資する実証実験
- ・ 充電設備等の接続検証に資する実証実験
- ・ 離着陸場の要件(耐荷重、既存施設のリノベーション、風況・気象等)の調査・検討
- ・ 想定する運航ルートの環境(風況・気象等、緊急離着陸場所の要件)の調査・検討
- ・ 周辺への影響(運航ルート上又は離着陸場周辺の騒音、振動、電波障害等)の調査・検討
- ・ 社会受容度の実態把握調査・検討
- ・ 安全運航に向けた管制・通信システム開発に資する調査・検討
- ・ 地域住民等に向けた航空輸送事業や関連産業に関するイベント等

(注) 社会受容性の向上に資する取組については、副次的に市民の「空飛ぶクルマ」認知度の向上に繋がる可能性があるものであっても、「大阪における社会受容性の向上」が主たる目的でないものは補助対象となりませんので、ご注意ください。

(例)

- ・ 自己の事業や保有機体のPR又は販路開拓を主たる目的とするもの
- ・ 自己が主催するイベントの中に、(部分的な) コンテンツとして空飛ぶクルマに関連するものが含まれているもの

《留意点》

○補助事業の基本的な考え方

- ・事業者自らが大阪での事業開始、事業展開に向けて実施する取組を補助対象とします。
- ・本市が行う令和8年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上にかかる映像コンテンツ制作業務委託の事業内容と重複する内容については対象外となります。

○補助事業の実施目的について

- ・本補助金は、大阪における商用運航に向けた取組を支援する制度です。
補助事業の実施目的が、大阪・関西での空飛ぶクルマの商用運航に繋がるものであることが必要です。

○収入を得る場合について

- ・空飛ぶクルマ社会実装促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」とする。）第3条第3項に記載する内容として取扱うこととします。

○大阪府との連携について

事業内容によって、大阪府からの補助と併用できる場合があります。連携している補助金については以下のホームページをご確認ください。

【大阪府 令和8年度事業ページ】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigotosangyou/kigyoushien/jisedai/soratobukuruma/r08/index.html>

○他の補助金等との関係

- ・同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、申請することはできません。（大阪府が実施する空飛ぶクルマ関連事業にかかる補助金は除きます。）ただし、今回申請する事業に対して補助金、助成金等の交付を受けている場合で、その補助金、助成金等の対象経費に、今回の事業に係る費用が含まれていないことが明らかである場合は、申請することができます。また、上記補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、申請の際、事業計画書にその旨と対象費用等を記載してください。なお、連携して実施する企業が交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合も同様とします。

○外部委託の制限

- ・補助事業は、申請事業者が主体となって実施していただく必要があります。補助事業の全てを外部に委託した場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

3 補助金額・補助率・補助事業実施期間

補助金額・補助率・補助事業実施期間については、次のとおりとします。

○補助金額

- （1）商用運航に向けた空飛ぶクルマ実機等を使用した社会受容性の向上に資する取組
上限：2,000万円
- （2）ビジネスモデルの検証に資する実証実験、調査・検討、社会受容性の向上に資する取組
上限：250万円

○補助率

- ・補助対象経費の4分の1以内（1,000円未満の端数は切り捨て）

○補助事業実施期間

- ・交付決定日から令和9年3月31日（水曜日）まで

《留意点》

- 大阪市の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、精査等の結果、申請された金額から減額して交付決定する場合があります。
- 本補助金は、原則として補助事業完了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書をご提出いただき、大阪市においてその内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回ることがあることをご了承ください。

4 補助事業の実施主体（申請できる方）

（1）補助事業の申請者

○補助事業の実施主体（申請できる方）は、大阪市において空飛ぶクルマを活用した具体的な事業計画を有する法人。

なお、複数の事業者が連携して事業を実施する場合（※）は、代表事業者を1者選定のうえ、その代表事業者から申請してください。

※複数の事業者が連携して事業を実施する場合

- ・申請事業者と共に補助事業を実施する事業者を「共同事業者」という。（補助事業に対する一部経費を負担）
- ・申請事業者及び共同事業者が実施する補助事業に対して、技術支援等の協力を実施する事業者を「協力事業者」という。（補助事業に対する経費負担なし）

（2）申請資格・要件

補助金の申請資格・要件は、大阪市において空飛ぶクルマを活用した具体的な事業計画を有する法人で、以下のアからオの要件を満たすものとします。なお、補助事業を共同で行う場合は、申請者である代表事業者だけでなく、「共同事業者」も同様に以下の要件を満たすものとします。

ア 会計経理が明確なこと。

（直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納している者）

（地方税及びその附帯徴収金を完納している者）

イ 宗教活動や政治活動、国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を目的にしている者でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

エ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者でないこと。また、「刑法等の一部を改正する法律（令和7年6月1日施行）」における拘禁刑の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者でないこと。

オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者（同等以上の重大な不正行為をしたと市長が認める場合も含む。）でないこと。

また、補助金の交付決定後に以下の要件を満たさなくなった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- カ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- キ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ク 交付決定に係る審査に関し不正行為があった場合
- ケ 本要領「4（2）申請資格・要件」アからオに定める申請資格・要件のいずれかに該当しなくなった場合

5 補助対象経費

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定日以降に、発注、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

補助事業区分	経費区分	補助対象経費の内容
（1）商用運航に向けた空飛ぶクルマ実機等を使用した社会受容性の向上に資する取組	実機等（モックアップ含む）を使用した社会受容性の向上に資する取組に係る実証実験費、調査・検討費等	機器レンタル・リース料、運搬費、会場使用料、設置工事費、安全対策費、調査・分析費、委託料、保険料、謝礼費、印刷製本費、通信費、旅費、消耗品費、その他市長が必要と認めるもの。
（2）ビジネスモデルの検証に資する実証実験、調査・検討、社会受容性の向上に資する取組	実証実験費、調査・検討費、社会受容性向上に向けた取組に係る経費	

【留意点】

○補助の対象外となる経費

人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、パソコンなど汎用性のある量産用機械の購入費用、販売促進費用、その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用。

また、交付決定日より前に発注、契約等を行ったものや補助事業完了日（令和9年3月31日）後に支払った費用のほか、申請された補助事業に直接関係があると本市が判断できない経費については、補助対象外となります。

○消費税等の扱い

補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

6 申請方法

次の提出書類を、令和8年10月21日（水曜日）必着で、大阪市経済戦略局産業振興部イノベーション課事業創出担当あてに郵送してください。

※必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで）

※提出書類を持参される場合は、以下の〔提出先〕に令和8年10月21日（水曜日）午後5時30分までに、ご持参ください。なお、持参される場合は、必ず事前に持参日時を電話でお伝えください。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで）

〔提出書類〕

- (1) 補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）
- (2) 事業計画書（交付要綱様式第1-2号又は1-3号）
- (3) 添付書類
 - ア 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3か月以内のもの）
 - イ 直近年度の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書）
 - ウ 「4（2）申請資格・要件」アに係る納税証明書（次の2通）
 - (a) 市税事務所発行の「市税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書
 - (b) 税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書
 - エ 事業や法人の紹介パンフレット等
 - オ 要件確認申立書（交付要綱様式第1-4号）
 - カ 暴力団等審査情報（交付要綱様式第1-5号）

【留意点】

- ※ 提出部数は各1部。ただし、（2）、（3）のア及びウについては原本が必要。それ以外の書類はコピーで可。提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。
- ※ 同一事業者が複数案件の申請を行うことも可能です。（対象経費について、二重に計上することが無いようご注意ください。）複数案件の申請者が全て同一の場合は、提出書類は、（1）、（2）を各1部×案件数及び（3）のアからカを各1部提出してください。（複数の事業者が連携して実施する場合、案件Aの申請者が「事業者a+事業者b+事業者c」で、案件Bの申請者が「事業者a+事業者b+事業者d」の場合は、同一ではありません。）
- ※ 提出書類（1）、（2）、（3）のオ及びカは日本語で作成してください。ただし、申請者の住所及び名称、代表者の氏名、固有名詞等については、外国語を用いて記載することができます。なお、外国語を用いて記載した場合には、その読み方等を確認する場合があります。
- ※ 外国企業が単独で申請する場合、申請者をサポートする日本企業（代理店やパートナー企業）の情報を、事業計画書2の（7）（交付要綱様式1-2号）または2の（8）（交付要綱様式1-3号）に記載してください。
- ※ 提出書類カの記載内容については、大阪市補助金等交付規則（以下「規則」といいます。）第4条第4項の規定に基づき、大阪市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しないことを審査するため、大阪市暴力団排除条例第13条に基づき、大阪府警察本部へ提供することがあります。
- ※ 市税の納税記録がない場合には、申立書（任意書式。記載事項は以下のとおり。）を作成の上、他の提出書類とともにご提出ください。

【申立書記載事項】

- ① 申請先の自治体に対して、納税義務を負っていない旨

- ② ①により、提出が出来ない書類の名称

〔提出先〕

大阪市経済戦略局 産業振興部イノベーション課 事業創出担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル 0's棟 南館4階

TEL 06-6615-3726 FAX 06-6615-7433

E-mail : ga0025@city.osaka.lg.jp

※ 公募要領及び申請申請書等の様式については、下記のホームページからダウンロードできます。（郵送による配付は行いません。）

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000686125.html>

〔質疑応答〕

質問は、電子メールにて受け付け、後日、本市ホームページにて質問内容及び回答を公開します。報道機関への対応を除いて、対面、電話、メール等での対応はいたしません。

なお、報道機関への対応の中で生じた共有すべき質問・回答については、同様に本市ホームページにて質問内容及び回答を公開します。

〔質問受付期間〕

令和8年10月1日（木曜日）午後2時から令和8年10月14日（水曜日）午後5時まで

〔質問方法〕

電子メールによりご質問ください。

〔回答方法〕

質問への回答は本市のホームページに掲載し、個別には回答いたしません。

(URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000686125.html>)

7 審査方法

(1) 審査方法

専門家により構成された有識者会議を令和8年10月27日（火曜日）（予定）に開催し、申請事業者から事業計画書に基づきプレゼンテーションをしていただきます。有識者会議では、下記の点を中心に審査を行い、補助事業を採択します。

<審査のポイント>

審査項目及び審査項目ごとの配点は、次のとおりです。

① 商用運航に向けた空飛ぶクルマ実機等を使用した社会受容性の向上に資する取組

ア 事業の実施目的が商用運航に向けた実機等を使用した社会受容性向上に資する取組として適当であるか。【25点】

イ 事業の目的・課題等が明らかにされており、それを踏まえた適切な目標設定がされているか。【20点】

ウ 事業の目的・課題等や目標設定に対し、評価手法は適切かつ確実性の高いものであるか。【10点】

エ 事業成果（又は効果）が、大阪版ロードマップの着実な推進に貢献するものであるか、又は、協調領域の議論の活性化につながるものであるか、複数の関係者と連携した取り

組みとなっているか。【20 点】

オ 事業実施体制及びスケジュールについて、提案内容に実現性があるか、また、事業金額及び積算が提案計画内容に見合った内容であるか。【15 点】

カ 大阪港バーティポートを活用した取組であるか。【10 点】

② ビジネスモデルの検証に資する実証実験、調査・検討、社会受容性の向上に資する取組

ア 事業の実施目的が、大阪市域での空飛ぶクルマを活用したビジネス展開を見据えたものであるか。【25点】

イ 事業の目的・課題等が明らかにされており、それを踏まえた適切な目標設定がされているか。【20点】

ウ 事業の目的・課題等や目標設定に対し、評価手法は適切かつ確実性の高いものであるか。【10点】

エ 事業成果（又は効果）が、大阪版ロードマップの着実な推進に貢献するものであるか、又は、協調領域の議論の活性化につながるものであるか、複数の関係者と連携した取り組みとなっているか。【20点】

オ 事業実施体制及びスケジュールについて、提案内容に実現性があるか、また、事業金額及び積算が提案計画内容に見合った内容であるか。【15点】

カ 大阪港バーティポートを活用した取組であるか。【10点】

(2) 審査方法

- ・審査の結果、合計得点で順位付けをし、同点の場合は上記審査項目ア・エ・カの合計点で順位付けを行います。
- ・①商用運航に向けた空飛ぶクルマ実機等を使用した社会受容性の向上に資する取組（上限2,000万円）及び②ビジネスモデルの検証に資する実証実験、調査・検討、社会受容性の向上に資する取組（上限250万円）として申請した事業で、審査項目「ア」の点数が、審査会で設けた基準に満たない場合は、不採択となります。
- ・有識者会議の審査結果を踏まえ、予算額の範囲内で大阪市が採択事業者を決定します。

(3) 審査結果

審査の結果は、令和8年11月上中旬（予定）に書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 採択事業の公表

採択された補助事業は、企業名、計画名称・概要、補助対象事業費、補助金交付決定額等を大阪市ホームページで公表します。

8 採択後の手続き等

(1) 補助事業の経費区分の金額の変更又は事業内容の変更

以下に該当する場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。

ア 補助事業の経費区分の金額の変更（2割を超えて増減する場合）

イ 事業内容の変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除きますが、軽微な変更にあたるか否かは、大阪市が判断しますので、必ず事前にご相談ください。）

※金額・内容変更の承認を受ける前に補助事業者が支出した経費は補助対象外となります

でご注意ください。ただし、すでに交付決定を受けた内容を継続して行う場合は、この限りではありません。

※変更後の補助金交付申請額が、補助金交付決定額を超えることができないものとします。

(2) 事業途中での中止や廃止

真にやむを得ない場合以外は認められません。

(3) 状況報告

補助事業の進捗状況についてご報告いただくため、令和8年12月15日（火曜日）までに補助事業遂行状況報告書を提出していただきます。ただし、補助事業を令和8年11月30日（月曜日）までに完了した場合は提出の必要はありません。

(4) 実績報告

補助事業の実施結果についてご報告いただくため、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月16日（金曜日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書及び経費支出根拠資料（見積書、請求書、納品書、通帳の写し等）を提出していただきます。

(5) 補助金の経理

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する大阪市の会計年度の終了後5年間保存してください。

加えて、取得価格又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間の保管が必要です。なお、補助金受け取り時の銀行口座については、国内金融機関の口座をご用意ください。

(6) 財産の管理及び処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格が1件あたり50万円以上）を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。

(7) 経過報告

事業年度終了後5年間は、年度毎に補助事業に係る過去一年間の事業状況について報告いただく場合があります。

9 その他（参考）

本要領「4 補助事業の実施主体（申請できる方）」の要件を満たしている申請者は、実証フィールドの探索・調整を行う際、「実証事業都市・大阪」や「AIDORエクスペリメンテーション」による支援プログラムを活用した案件も、本補助金の併用は可能です。その場合、提出書類として、「実証事業都市・大阪」、「AIDORエクスペリメンテーション」のエントリーシートを添付してください。※ただし、下記プログラムにエントリーした案件であっても、実証実験の内容やその後の調整状況によっては、実施できない場合がありますのでご注意ください。

○実証事業都市・大阪

大阪府、大阪市、大阪商工会議所は、革新的な実証実験を行いやすい環境を整え、大阪で新しいビジネスを生み出す好循環を創り出し、「実証事業都市・大阪」を実現するため、「実証事業推進チーム大阪」を設置しています。「実証事業推進チーム大阪」では、大阪での実証実験を希望する事業者を大阪内外から広く募集しています。

<https://www.osaka.cci.or.jp/experiment/>

○AIDORエクスペリメンテーション

IoT・ロボットなど、テクノロジーを活用した製品・サービスのリアルなサービス環境での実証実験をサポートするプログラムです。咲洲・舞洲を中心に、複合商業施設ATC（アジア太平洋トレードセンター）や大阪・舞洲エリアのスポーツ施設などと連携して、検証内容に合わせて実証実験場所を調整、提供します。また、実証実験が初めての方も安心して取り組めるよう、安全面のアドバイスや被験者探しなどのサポートに加え、終了後も、事業化に必要な提携先とのマッチングなどのフォローアップ支援も実施します。

<https://tegs.jp/experimentation/>

申請者の皆様へのお願い

本補助金はいわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

補助金に申請される皆様には、以下の点について充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただくようお願いします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付要綱、公募要領、ホームページ等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解ください。
2. 提出する書類や資料においては、いかなる理由があっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、当該補助金に係る交付決定の全部又は一部の取消を行うとともに、受領済みの補助金額に加算金（年利10.95%）を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、大阪市から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執らせていただく場合があります。
6. 悪質な不正の場合、刑事罰等の適用の可能性について、所轄警察署に相談する場合があります。

申請から補助金受領までの主な流れ（予定）

